

3月臨時教育委員会（第2回） 会議録

- 1 開催日 平成29年3月27日（月）
- 2 開催場所 新館8階 教育委員室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
小西教育総務部参事、大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
山野教育総務課副課長、福浦教育総務課担当副課長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
 - 開 会 午後3時55分
 - 会議録署名委員指名のこと
廣岡委員に決定
 - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
（事務局より会議録朗読報告）
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：ユニット推進係が新設されるが、事務分掌についてはどのように考えているのか。

事務局：企画・指導係の事務分掌を一部引き継ぎ、ユニット12の今後のあり方を検討するとともに、社会教育・スポーツ振興課と連携した取組を進めるなど、各年度において必要と考えられる事務に柔軟に取り組み、ユニット12をより一層推進していきたいと考えている。

事務局：ユニット推進係の新設にあわせ、規則上にも「校種間連携に関すること」と「学校園・家庭・地域の連携に関すること」を追記し、分掌事務の明確化を図っている。

教育長：所掌事務について具体的な項目を挙げるとするならば、小中一貫教育や学校規模適正化に向けた調査・検討及び地域学校協働本部やコミュニティ・スクールの活用などが該当してくると思われる。

委員：家庭や地域との連携をうまく進めるためには、それぞれの地域特性を的確に把握し、それを活用する必要がある。各教育委員においても、それぞれの生活圏となっている地域の状況や、知り合いから聞いた話などを基に、連携の種となる様々な意見を提供してもらえればと思う。ユニット推進係は、それらを踏まえた企画・立案を積極的に進めていってもらえる組織であってほしいと強く願うところである。

委員：家庭と地域との連携という面においては、PTA活動が大きな役割を果たしていると思うが、そういった行政が関与する大きな団体だけではなく、個人が主体となる小さな集合体が増えていけば、より密接な連携が生まれていくのではないかと考えている。そのような集合体が増えるような「場づくり」を期待したい。

委員：学校と地域の連携という面においては、地域に開かれた学校を構築することも重要であると思う。例えば、一定のルールを設けた上で門扉の開放を行うなど、地域の方が足を運びやすい環境となるよう検討してもらいたい。

2 加古川市教育委員会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員 : 園長の服務監督者が教育総務課長であることを明文化するという
ことであるが、校長の服務監督者はどうなっているのか。

事務局 : 校長の服務監督者は教育長であるが、事務分掌規則に基づき、学校
教育課長に服務監督者としての権限が委任されている。

委員 : 校長と園長とのバランスを考慮すると、園長の服務監督者を教育長
とした上で、権限を教育総務課長に委任するべきではないのか。

事務局 : 校長は県費負担教職員、園長は市費負担教職員であることや、本市
の制度上、園長は副課長級と位置付けられていることなど、校長と園
長には様々な差異があり、それらも含めて考慮した結果である。

教育長 : 県費負担教職員は、任命権者や給与負担者が県教委であるにも関わ
らず、市教委の服務監督下に位置付けられるという特殊な任用形態で
ある。そのようなことから県費負担教職員は独自の服務規程を持って
おり、加古川市職員服務規程の影響を受ける園長とは少し取扱いが異
なることは理解できる。

事務局 : 園長の服務監督者について他市町の状況をみると、教育長となっ
ているところもあれば課長に委任しているところも見受けられる。本市
においては現在の運用にルールを適合させるため、根拠規程を改正す
るものである。

教育長 : 幼稚園に関するすべてのことについて教育総務課長が権限を有する
わけではなく、園長の服務監督という点についてのみ、直近上位の職
とみなされる教育総務課長が権限を有するという点で理解している。

3 加古川市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

教育長 : 本市の南東地域にあたる区域Aにある幼稚園について、2クラス増
設するという点である。また、これまで、それぞれの園全体として
設けていた定員を年齢ごとの定員に変更するという点も重要なポイント
である。

事務局：当該園則には、申込人数が定員を超えた場合に抽選を行う旨の規定があるが、年齢ごとの定員を設けていなかったため、4歳児クラスが定員超過していても、園全体としての定員に空きがあれば抽選を行わないようにも読み取れてしまう。実際には4歳児クラスとしての定員を設けており、その基準を明確化するため、改正しようとするものである。

委員：年齢ごとに定員を設けると、逆に柔軟な対応ができなくなるため、園全体としての定員としている方が良いのではないか。

事務局：5歳児については、就学前教育の最終年ということもあり、申込者全員を受け入れる方針であるため、定員を超過する場合には規則改正を行い定員を見直すこととしている。一方、4歳児まで全員受け入れるとなると現状の施設では対応が困難となるため、ある程度の定員が必要であると考えている。なお、近年の子どもの人数を踏まえると、5歳児が現在の水準において定員超過になる可能性は非常に低いものと考えている。

委員：5歳児の定員超過により、規則改正が必要となる可能性は非常に低いということであるが、「5歳児については定員を超過しても受け入れることとする。」といった規定を設けておけば、都度の規則改正が不要となるのではないか。

事務局：法制部門と調整する中でも、定員については数字として明確に示しておくことが望ましいとの意見があったため、5歳児の定員超過が発生した場合には、今後も規則改正で対応したいと考えている。

教育長：用語としての「幼児教育士」を「教諭」に改める背景を説明してもらいたい。

事務局：平成29年度から新たに認定こども園ができることに伴い、幼稚園、認定こども園、保育所に関するそれぞれの規程の表記方法についてこども部と調整を進める中で、最終的には法律上の表記に統一しようという結論になったためである。なお、「幼児教育士」は、幼稚園教諭と保育士を包含する本市独自の職名である。

4 加古川市学校施設等の使用に関する規則を定めることについて

(教育総務部次長から説明)

原案可決

- 委員 : 複数の規則において重複する部分を解消するということであるが、そのことについて実際に利用する市民から指摘等はなかったのか。
- 事務局 : 定期監査による指摘に基づき改正を行うものであるが、直接の利用者から指摘があったことはない。
- 教育長 : 重複する部分について、具体的な箇所を例示してもらいたい。
- 事務局 : 使用許可権者や使用許可の流れ、使用許可の対象となる目的等において、学校の施設等の貸与に関する規則と学校園の管理運営規則の両方に規定があり、微妙な差異も生じているという状況である。
- 委員 : その微妙な差異を解消するに当たっての方向性を説明してもらいたい。
- 事務局 : 長期使用の場合を除き、許可権者を教育委員会ではなく校長等としているため、市民にとっては使用しやすくなるものと考えている。

5 加古川市学校給食センター整備運営事業者選定委員会規則を定めることについて

(教育総務部次長から説明)

原案可決

- 委員 : 会議の定足数を「委員の半数以上」と規定しているが、これは加古川市としての統一的なルールに基づくものなのか。
- 事務局 : 定足数については、それぞれの委員会で各々規定しているものである。
- 教育長 : 「委員会は、委員5人以内で組織する。」とあるが、委嘱しようとしている委員の属性を可能な範囲で教えてもらいたい。
- 事務局 : 栄養、建築、設備、財務などに関して専門的な知識を有する方を委嘱できればと考えている。
- 委員 : 随分昔から、志方にも学校給食センターが存在しているが、なぜこの時期に当該規則の制定が必要となったのか。

事務局：志方の学校給食センターは、当時の学校施設課により建設されたものであるが、現在建設を予定している学校給食センターはDBO方式による整備を行うこととしている。DBO方式で進めるに当たり、附属機関としての整備事業者選定委員会を初めて設置したことから、当該規則の制定が必要となったものである。

委員：選定委員会の動きを含め、今後のスケジュールを教えてください。

事務局：平成29年秋頃に第1回の会議開催、平成30年秋頃に事業者の決定、その後契約締結、平成31年度から工事着工、といったスケジュールを予定している。

6 学校医の解職及び委嘱について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

教育長：病気療養に伴う学校医の交代ということであるが、復帰後に委嘱する際には改めて教育委員会に諮るという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

7 加古川市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

教育長：解嘱理由を可能な範囲で教えてください。

事務局：委員が遠方の大学に転勤したためである。

教育長：新たに委嘱する委員の属性を教えてください。

事務局：医療や福祉を専門とする大学教授である。

8 加古川市スポーツ推進委員の委嘱について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

委員 : 新たに委嘱する委員について、推薦母体等も含めた属性を教えてください。

事務局 : 市内小学校の教諭であり、小学校の体育部会で活躍されている。また、バスケットボール協会の要職も務められている。

教育長 : スポーツ推進委員は、いずれの方もスポーツに対して造詣が深い方だとは思いますが、スポーツ推進委員に対する研修はどのようなものがあるのか説明してもらいたい。

事務局 : スポーツ推進委員会内の研修部会が中心となり、毎月1回程度の割合で実技等の研修を実施している。平成29年度からは、シッティングバレーをはじめとする障がい者スポーツの推進に向け、積極的な研修に取り組んでいきたいと考えている。

委員 : 委員として貢献された方に対する表彰規程のようなものはあるのか。

事務局 : スポーツ推進委員会は全国組織であり、国、近畿、県、東播磨地域といった4段階の規模で、それぞれ表彰規程をもっている。

委員 : 少年補導委員等についても、委員として尽力された方に対しては表彰等を通じて感謝の意を表明したいと考える。

事務局 : 少年補導委員もスポーツ推進委員と同様にそれぞれの規模で表彰規程をもっている。

○ 閉会 午後5時20分